



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ダ イ ヘ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 尻 哲 也
コ ー ド 番 号 6622 東 証 1 部 お よ び 福 証
問 合 せ 先 総 務 ・ 法 務 部 長 菅 谷 亘
(TEL 06-6390-5504)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 154 期定時株主総会（以下、本株主総会）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社はこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位(1 単元株式の購入金額)を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施いたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後発行可能株式総数 1 億 800 万株（併合前は 5 億 4,000 万株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	135,516,455 株
併合により減少する株式数	108,413,164 株
併合後の発行済株式総数	27,103,291 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および併合比率に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	254 名（ 2.4%）	450 株（ 0.0%）
5 株以上	10,323 名（ 97.6%）	135,516,005 株（100.0%）
総株主	10,577 名（100.0%）	135,516,455 株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として株主併合を行った場合、所有株式数が 5 株未満の株主様 254 名は、下記（4）記載の処理を行った上で株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法 235 条の定めに基づき当社がこれを一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会における本株式併合に関する議案の承認可決を条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億4千万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億8百万株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主な日程

取締役会決議日	平成30年5月10日
定時株主総会開催日	平成30年6月27日（予定）
単元株式数変更、株式併合 および定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
端数処分代金の支払い	平成30年12月上旬（予定）

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所および福岡証券取引所における当社株式の売買は、平成30年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位および併合を反映した株価にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式の併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となる株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社はこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更いたします。あわせて、投資単位(1単元株式の購入金額)を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはなく、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は理論上5倍になります。

※株式市況の動向等その他要因は除外しております

【株式併合前後の株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値	株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	800円	800,000円	200株	4,000円	800,000円

Q 5. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式にかかる配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日(実質上 9 月 28 日)の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた数(1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 30 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。(具体的なスケジュールは Q 9. のとおりです。)

【議決権数について】

議決権数は株式併合後のご所有株式 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,800 株	1 個	360 株	3 個	なし
例 3	398 株	なし	79 株	なし	0.6 株
例 4	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・例 2 および例 3 では単元未満株式(効力発生後において、例 2 は 60 株、例 3 は 79 株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取または買増制度がご利用いただけます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分(例 3 では 0.6 株、例 4 では 0.8 株)につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、当社の株主としての地位は失われます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。

詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 7. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取をご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買増・買取のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問合せください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 30 年 6 月 27 日	第 154 期定時株主総会
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成 30 年 11 月上旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 30 年 12 月上旬	端数処分代金の支払開始

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

〒168-0063 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：午前 9 時 ～ 午後 5 時（土・日・祝祭日を除く）